

改正労働安全衛生法における表示およびMSDS制度の規定

- ①法第57条において、安衛令で定める99物質及びその混合物に対する表示義務
- ②法第57条の2において、安衛令で定める640物質及びその混合物に対するMSDS交付義務

85

GHSに期待するもの

- ・分類が論理的になる
～危険有害性の整理が進む
 - ・表示が世界的(国内的にも)統一される
 - ・法規対象外の化学品についても消費者や使用者の要求でGHSに基づいた分類が進む
- ⇒ 危険有害性に関する意識改革が起きる
- ⇒ 化学品管理の責任を分担する

86

GHSに関する情報(1)

- <http://www.un.org/esa/sustdev/agenda21chapter19.htm> (Agenda 21, Chapter 19)
- http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_rev01/01files_e.html (GHS document)
- <http://www.oecd.org/ehs/Class/> (OECD classification)
- <http://europa.eu.int/comm/environment/chemicals/whitepaper.htm> (EU chemicals)
- <http://www.osha.gov/SLTC/hazardcommunications/global.html> (USA OSHA)

87

GHSに関する情報(2)

GHS勧告の日本語への翻訳

改定初版 --- 関係省庁連絡会議仮訳
(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/ghs/index.html>
(経済産業省ホームページ)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/GHStexts/kariyaku.htm
(環境省ホームページ)
<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/kariyaku.html>

GHS分類の実施

GHS分類マニュアルと分類結果の公表
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページ)
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>

88

GHSに基づく化学品の危険有害性分類の手引き

佐野 弘 著
野口 淳平 著
城内 博 監修

このCDは平成18年度厚生労働科学研究費補助金で作成されました。

1

分類の手引きの内容

1. 分類例
 - (1) 単一物質
 - (2) 混合物
2. 物理化学的危険性の判定基準とラベル要素
混合物の物理化学的危険性の分類
3. 健康有害性の判定基準とラベル要素
混合物の健康有害性の分類
4. 水生環境有害性の判定基準とラベル要素
混合物の水生環境有害性の分類

2

1. 分類例

(1) 単一物質の分類例

<エピクロルヒドリン>

3

エピクロルヒドリンの物性

CAS No.108-89-8

分子量: 92.5

物理的状態

形状 液体

色 無色

臭い 特徴的な臭気

沸点 117.9°C

融点 -25.6°C

引火点 34°C(密閉式)

発火点 385°C

爆発特性

爆発限界 下限 2.3vol%

上限 34.4vol%

蒸気圧

1.6kPa (12mmHg)(20°C)

蒸気密度 3.19(空気=1)

比重 1.18(20/4°C)

溶解性

溶媒に対する溶解性 6.6wt%

(水:20°C)

オクタノール/水分配係数

log Pow 0.2618

4

物理化学的危険性分類例

<エピクロルヒドリン>

- (1) 反応性 : 分類対象外(爆発性に関する原子団を含まない)
(2) 可燃性/引火性ガス : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(3) 可燃性 / 引火性エアゾール : 分類対象外(エアゾール製品でない)
(4) 支焼性/酸化性ガス : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(5) 高圧ガス : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(6) 引火性液体 : 引火点 34°C
→ 引火点 ⪻ 23°Cおよび ⪻ 50°C
→ 区分3 (炎、警告、引火性液体)
(7) 可燃性固体 : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(8) 自己反応性化学品 : 区分外(化学構造に亜みのある環を含むが、データがなく分類できない)
(9) 自然発火性液体 : 区分外(常温の空気と接触しても自然火しない)
(10) 自然発火性固体 : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(11) 自己熱性化学品 : 分類できない(液体状物質に適した試験方法が確立していない)
(12) 水反応可燃性化学品 : 分類対象外(金属または半金属(B, Si, P, Ge, As, Sb, Sn, Sb, Te, Bi, Po, Atを含まない))
(13) 酸化性液体 : 分類対象外(イッ素を含まず、酸素と塩素を含む有機化合物であるが、これら酸素と塩素がそれぞれ炭素とのみと化学結合)
(14) 酸化性固体 : 分類対象外(GHSの定義における液体である)
(15) 互換化性物質 : 分類対象外(-O-O-構造を含まない有機化合物である)
(16) 金属腐食性物質 : 区分外(データがなく分類できない)

5

健康有害性分類結果 <エピクロルヒドリン>

(製品評価技術基盤機構(NITE)から公表された分類結果)

急性毒性(経口)	区分3 (ラットLD50 90mg/kg)
急性毒性(經皮)	区分3 (ウサギLD50 754mg/kg)
急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	区分2 ラットLC50 (4h) = 0.95mg/L (= 250ppm)
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分1A~1C
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1
呼吸器刺激性、又は	呼吸器感作性:区分1 皮膚感作性:区分1
生殖細胞変異原性	区分2
魚がん性	区分1B
生糞悪性	区分2
環境汚染性	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓)
環境的風致毒性(巣回避性)	区分1(呼吸器、肝臓、心臓、中枢神経系)
吸引性呼吸器障害性	分類できない

<p>健康有害性分類例 (1) 急性毒性 <エピクロルヒドリン></p> <p>経口 LD₅₀ ラット 90 mg/kg ラット 260 mg/kg → LD₅₀ >50 mg/kg かつ ≤300 mg/kg → 区分3(どくろ、危険、飲み込むと有毒)</p> <p>経皮 LD₅₀ ウサギ 754 mg/kg → LD₅₀ >200 mg/kg かつ ≤1000 mg/kg → 区分3(どくろ、危険、皮膚と接触すると有毒)</p> <p>吸入 LC₅₀ ラット 0.95 mg/L (4-h) ラット 2.4 mg/L (4-h) → LC₅₀ >100 ppm かつ ≤500 ppm → 区分2(どくろ、危険、吸入すると生命に危険)</p>	<p>健康有害性分類例 (2) 皮膚腐食性／刺激性 <エピクロルヒドリン></p> <ul style="list-style-type: none"> ウサギの皮膚に対して強度の刺激性を有し、浮腫を伴う壞死及びその周囲に紅斑、点状の出血が認められる。 液体に長時間接触すると、皮膚に激しい薬傷を起こす。 EU7次修正指令付属書 I では、R34(火傷を引き起こす)でC(腐食性)に指定されている。 <p>→ 強度の刺激性を有し、不可逆的な影響が見られる。</p> <p>→ 皮膚腐食性／刺激性 区分1(腐食、危険、重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷)</p>
---	--

7

8

<p>健康有害性分類 (3) 眼に対する重篤な損傷性／刺激性 <エピクロルヒドリン></p> <ul style="list-style-type: none"> 眼に入った場合、強い刺激があり、角膜を損傷する場合がある。 ウサギの眼に対し中程度から強度の刺激性を有し、眼瞼及び眼粘膜の充血及び水腫、角膜の混濁等の可逆性の影響が認められるが腐食性を示すデータはない。 → 眼に対する中程度から強度の刺激性がある(区分2A) → 皮膚腐食性／刺激性が区分1である → 眼に対する重篤な損傷性／刺激性 区分1(腐食、危険、重篤な眼の損傷) 	<p>健康有害性分類例 (4) 呼吸器又は皮膚感作性 <エピクロルヒドリン></p> <ul style="list-style-type: none"> ヒトへの健康影響のデータ(環境省リスク評価第1巻(2002))の記述「慢性的の喘息性気管支炎も認められている」から、「呼吸器感作性がある」と考えられる → 呼吸器感作性 区分1(シンボル:健康有害性、危険、吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ) 皮膚感作性を示す報告がある。 動物試験において、マキシマイゼーション法及びドレイズ法のいずれにおいても感作性が認められる。 EC第7次修正指令付属書 I ではR43(皮膚接触により感作性を引き起こすことがある)に指定されている。 → 皮膚感作性 区分1(感嘆符、警告、アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ)
---	---

9

10

<p>健康有害性分類例 (5) 生殖細胞変異原性 <エピクロルヒドリン></p> <ul style="list-style-type: none"> In vitroのほとんどの試験で陽性の結果を示す。ネズミマテス菌を用いる復帰突然変異試験では代謝活性化法の有無に関わらず陽性を示し、その他酵母あるいは最近を用いる取る全変異試験やDNA損傷試験でも陽性である。 姉妹染色分体交換(SCE)試験、DNA鎖切断試験や突然変異試験に置いても陽性を示し、ラットの骨粘膜不定期DNA合成(UDS)試験あるいはマウスを用いた宿主細由試験においても陽性を示している。 → In vivo体細胞遺伝毒性試験で陽性であり、In vitro変異原性試験の陽性結果が得られるこにより裏付けられている。 → ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある化学物質 → 生殖細胞変異原性 区分2(健康有害性、警告、遺伝性疾患のおそれの疑い) 	<p>健康有害性分類例 (6) 発がん性 <エピクロルヒドリン></p> <ul style="list-style-type: none"> 雄マウスの皮膚投与、皮下注射及び腹腔内注射の結果、人の発癌性に関して懸念が喚起されている。吸入毒性の研究で、マウスの鼻腔に類似の発がん細胞を生じた。 飲料水に溶解して経口投与を行い 375 - 1500ppmの濃度で81週間実施した結果ラットの胃、口腔及び精巢に腫瘍が生じた。 IARCはグループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)に分類している。発がん性であるとする理由の大部分は動物での証拠による。 <p>→ ヒトに対して発がん性があると推定される</p> <p>→ 発がん性 区分1B(健康有害性、危険、発がんのおそれ)</p>
--	--

11

12

健康有害性分類例 (7) 生殖毒性 <エピクロルヒドリン>

CERI-NITE有害性評価書No.74 (2004) の記述から、ラットにおいて他の毒性影響は不明であるが、生殖影響(雄性不妊)がみられている。

→ 生殖毒性 区分2 (健康有害性、危険、生殖能または胎児への悪影響のおそれ)

健康有害性分類例 (8) 特定標的臓器毒性(単回暴露)

<エピクロルヒドリン>

ヒトについては、「眼、及び喉への刺激は 151 mg/m^3 から発生し、48時間維持した。」(CERI-NITE有害性評価書 No.74 (2004))、「咽喉への刺激性、黄疸を伴った肝肥大、暴露2年後においても機能障害を伴う肝の脂肪変性がみられ、また慢性の嚥息性気管支炎が認められている。」との記載がある。

実験動物については、「気道、及び喉上皮に壞死と潰瘍形成、気管上皮の剥離脱落と過形成、細気管支上皮の剥離脱落、腎不全、腎臓の重量増加、尿比重の増加の記載がある。(区分1のガイダンス値以下)

→ 特定標的臓器毒性(単回暴露):区分1 (呼吸器系、肝臓、腎臓)
(健康有害性、危険、器官(呼吸器系、肝臓、腎臓)の損傷)

注: 特定標的の臓器毒性(単回暴露):区分3(気道刺激性)が認められるが、区分1(呼吸器系)に含まれるので、区分3(気道刺激性)とはしない。

13 14

健康有害性分類例 (9) 特定標的臓器毒性(反復暴露)

<エピクロルヒドリン>

実験動物については、「腎臓尿細管の拡張、尿細管の変性、鼻甲介気道上皮に炎症、限局性びらん、過形成、扁平上皮化生、呼吸上皮の変化」(CERI-NITE有害性評価書 No.74 (2004))、「肺気腫、肺水腫、気管支肺炎、腎臓の近位曲尿細管上皮の混濁腫脹、心臓の間質の出血及びうっ血、延髄、アンモン角(海馬)及び小脳に病変部がみられている」(CERIハザードデータ集 96-48 (1998))等の記述があることから、呼吸器、腎臓、心臓、中枢神経系が標的臓器と考えられた。なお、実験動物での影響は区分1のガイダンス値の範囲内に相当する。

→ 特定標的の臓器毒性(反復暴露):区分1 (呼吸器、腎臓、心臓、中枢神経系): (健康有害性、危険、長期にわたるまたは反復ばく露による臓器(呼吸器、腎臓、心臓、中枢神経系)の損傷)

健康有害性分類例 (10) 吸引性呼吸器有害性

<エピクロルヒドリン>

吸引性呼吸器有害性

- ・データが得られないため分類できない

15 16

環境有害性分類例 水生環境有害性 急性影響 <エピクロルヒドリン>

魚類(Cyprinodon variegatus) LC₅₀ 11.8 mg/l (96h)
魚類(Pimephales promelas) LC₅₀ 10.6 mg/l (96h)
→ 96h LC₅₀ > 10 mg/l かつ ≤ 100 mg/l
→ 区分3

甲殻類(Daphnia magna) EC₅₀ 24 mg/l (48h)
甲殻類(Daphnia magna) EC₅₀ 33 mg/l (24h)
→ 48h EC₅₀ > 10 mg/l かつ ≤ 100 mg/l
→ 区分3

藻類(Microcystis aeruginosa) EC₀ 6 mg/l (8d)
藻類(Scenedesmus quadricauda) EC₀ 5.4 mg/l (7d)
藻類(Algae) ErC₅₀ 5.4–6.0 mg/l (72h)
→ 72h ErC₅₀ > 1 mg/l かつ ≤ 10 mg/l
→ 区分2

水生急性毒性
→ 区分2 (シンボル:なし、注意喚起語:なし、水生生物に毒性あり)

環境有害性分類例 水生環境有害性 慢性影響 <エピクロルヒドリン>

・生分解性良好 (化審法既存物質点検データ)
・log Pow=0.26
・log BCF=0.66 < 2.7 (BCF=500)

→ 良分解性であり、生物濃縮性とは予測されない
→ 水生慢性毒性 区分外

17 18

エピクロルヒドリン ラベル作成例			
エピクロルヒドリン クロロメチルオキサン 1-Chloro-3-methylpropane (英語: Epichlorohydrin)		CAS No. 106-92-8 UN No. 2021 (英語: エピクロルヒドリン)	商標番号: 131P
危険			
会社名と連絡先: エピクロルヒドリン クロロメチルオキサン 1-Chloro-3-methylpropane (英語: エピクロルヒドリン)			
危険性評定: -引火性を有する液体 -粉々吸入毒性 -詰詰め物毒性 -溶解性 -燃焼性 -酸素吸取の危険性 -強烈な臭気の発現、吸い込むと頭痛 -吸入するとケラチニー、頭痛または呼吸困難を起こすおそれ			アレルギー: ほき感覚反応を起こすおそれ 蛋白質結合性: 蛋白質結合のリスクの高い 溶出性: 液体 溶解性: 水溶性 燃焼性: 火災の場合は、火災に適当な消火剤(弱アルコール性泡沫消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素)を使用すること。 溶解性: 水溶性 酸素吸取の危険性: 通常には吸い込むことによる呼吸器、胃腸、心臓、中枢神経系の障害 吸入毒性: 水蒸気中に漂着
注意書き: 予防措置: -火災時に特別な使用設備を入手すること。 -すべての安全な事を読み理解すること。又は受け取ること。 -消防士または消防士以外でのみ使用すること。 -手袋と保護服、保護マスク、保護眼鏡を使用すること。 -空港を通過して輸送すること。 -火災や爆発の危険があるもののような防火壁、から遠ざけること。 -一時的に保管する場合。 -防腐加工の方法を使用すること。 -静電気を防ぐための方法を必ずすること。 -工具や器具の内部に入れないこと。 -この製品を使用する際は、飲食または煙草をしないこと。 -駆除しないでください。 -吸い込むのを避けすること。			対応: -火災の場合は -火災の場合には、火災に適当な消火剤(弱アルコール性泡沫消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素)を使用すること。 -溶解性: 水溶性 -酸素吸取の危険性: 通常には吸い込むことによる呼吸器、胃腸、心臓、中枢神経系の障害 吸入毒性: 水蒸気中に漂着
健康: -浅い水/油類の良い場所で、対応して保管すること。 廃棄: -門司港や神戸港、松浦港港務等の許可を受けた専門の廃棄行為者等に依頼する。			吸い込む: 水蒸気中に漂着することにより呼吸器を炎症の原因となる所に曝け出し、呼吸しやすい条件で呼吸されること。 中毒: 呼吸する状況が出来た場合には、医師に連絡すること。 医療: 医療機関に連絡すること。 吸い込む: 水蒸気中に漂着したことによる呼吸器、胃腸、心臓、中枢神経系の障害 皮膚に付いた場合: 多分の水と洗浄で洗うこと。 皮膚剥離した毛髪が付いた場合は: 医師の診断／手当てを受けること。
消防法: 亜熱帶 第4種引火性液体、毒性及び刺激性液体: 医薬用外販物 送達株式会社: スイス・ジュネーブ、平松通り1 Tel: 41 22 917 00 00 Fax: 41 22 917 00 00			

(2) 混合物の分類例

<キシレン、エタンチオール、エピクロルヒドリン>

20

モデル混合有機溶剤 XEE の物性			
成分名	混合キシレン	エタンチオール	エピクロルヒドリン
組成 (%)	94	5	1
CAS番号	1330-20-7	75-08-1	106-99-8
分子量	106.18	62.14	92.5
物理化学性状: 外観	液体	無色液体	無色液体
融点 °C	-25	-147.9	-25.6
沸点 °C	137~144	35.0~36	117.9
比重	0.864~0.8802	0.839	1.18
引火点 °C	27.2~38	-48~-45	34
爆発限界 %Vol	1.0~7.0	2.8~18	2.3~34.4
Log Pow	3.09~3.12	-	0.261

21

モデル混合有機溶剤 XEE 成分の健康有害性分類結果 (NITEから公表された分類結果)	混合キシレン	エタンチオール	エピクロルヒドリン
急性毒性(経口)	区分5 ラット LD50 = 3,500 mg/kg	区分4 ラット LD50 = 682 mg/kg	区分4 ラット LD50 = 682 mg/kg
急性毒性(経皮)	分類できない ウサギ LD50 = > 3,500 mg/kg	分類できない ラット LD50 = > 2000 mg/kg	区分3 ウサギ LD50 754mg/kg
急性毒性(吸入:ガス)	区分外 ラット LD50 (4h) = 28.08mg/L (= 8,700 ppm)	区分外 ラット LC50 (4h) = 4420 ppm (= 11.1 mg/L (= 250ppm))	区分2 ラット LC50 (4h) = 0.95mg/L (= 250ppm)
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分2	区分3	区分1A~1D
樹に対する真菌性/植物性	区分2A	区分2A~2B	区分1
呼吸器刺激性/又は皮膚刺激性	呼吸器刺激性: 分類できない 皮膚刺激性: 分類できない	呼吸器刺激性: 分類できない 皮膚刺激性: 分類できない	呼吸器刺激性: 区分1 皮膚刺激性: 区分1 皮膚刺激性: 区分1
生殖細胞変異原性	区分外	分類できない	区分2
発がん性	区分外	分類できない	区分1B
生殖毒性	区分1B	分類できない	区分2
頸的異常性(迷走興奮)	区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分3(肺静脈作用)	区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓、中枢神経系)
頸的異常性(反復暴露)	区分1(呼吸器、神経系)	分類できない	区分1(呼吸器、肝臓、心臓、中枢神経系)
吸引性呼吸器異常性	区分2	分類できない 致死性率14%以下	分類できない

健康有害性分類 (1) 急性毒性			
モデル混合有機溶剤 XEE 急性毒性			
急性毒性(経口)	区分5 ラット LD50 = 3,500 mg/kg	区分4 ラット LD50 = 682 mg/kg	区分3 ラット LD50 = 90mg/kg
急性毒性(経皮)	分類できない ウサギ LD50 = > 3,500 mg/kg	分類できない ラット LD50 = > 2000 mg/kg	区分3 ウサギ LD50 754mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	区分外 ラット LD50 (4h) = 28.08mg/L (= 8,700 ppm)	区分4 ラット LD50 (4h) = 4420 ppm (= 11.1 mg/L) (= 250ppm)	区分2 ラット LC50 (4h) = 0.95mg/L (= 250ppm)
$(100 / LD50_{mix}) = (94 / 3,500) + (5 / 682) + (1 / 90) = 0.045$ $LD50_{mix} = 2,222 \text{ mg/kg}$ $\rightarrow 2,000 \text{ mg/kg} < LD50_{mix} \leq 5,000 \text{ mg/kg}$ $\rightarrow \text{急性(経口) 区分5 (シンボルなし、警告、飲み込むと有害のおそれ)}$			
23			

健康有害性分類 (2) 皮膚腐食性/刺激性			
モデル混合有機溶剤 XEE 皮膚腐食性/刺激性			
混合キシレン	区分2	(94%)	
エタンチオール	区分3	(5%)	
エピクロルヒドリン	区分1	(1%)	
区分1成分	= 1%		
区分2のカットオフ値の範囲	: 1% ≤ 区分1 < 5%		
→ 皮膚腐食性/刺激性 区分2 : (感嘆符、警告、皮膚刺激)			

24

健康有害性分類 (3) 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

モデル混合有機溶剤 XEE
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

混合キシレン : 区分 2A (94%)
エタンチオール : 区分 2A (5%)
エピクロロヒドリン : 区分 1 (1%)

区分1成分 = 1%

区分2のカットオフ値の範囲 : 1% ≤ 区分1 < 3%

→ 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
区分 2 : (感嘆符、警告、重篤な眼への刺激)

25

健康有害性分類 (4) 呼吸器または皮膚感作性

モデル混合有機溶剤 XEE 呼吸器感作性

混合キシレン : 分類できない (94%)
エタンチオール : 分類できない (5%)
エピクロロヒドリン : 区分 1 (1%)

区分1成分 = 1%

区分1のカットオフ値 : ≥0.1%

→ 呼吸器感作性: 区分1 : (健康有害性、危険、吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ)

モデル混合有機溶剤 XEE 皮膚感作性

混合キシレン : 分類できない (94%)
エタンチオール : 分類できない (5%)
エピクロロヒドリン : 区分 1 (1%)

区分1成分 = 1%

区分1のカットオフ値の範囲 : ≥0.1%

→ 皮膚感作性: 区分1 : (感嘆符、警告、アレルギー皮膚反応を起こすおそれ)

26

健康有害性分類 (5) 生殖細胞変異原性

モデル混合有機溶剤 XEE
生殖細胞変異原性

混合キシレン : 区分外 (94%)
エタンチオール : 分類できない (5%)
エピクロロヒドリン : 区分 2 (1%)

区分2成分 = 1%

区分2のカットオフ値 : ≥1.0%

→ 生殖細胞変異原性 区分2 : (健康有害性、警告、遺伝性疾患のおそれの疑い)

27

健康有害性分類 (6) 発がん性

モデル混合有機溶剤 XEE
発がん性

混合キシレン : 区分外 (94%)
エタンチオール : 分類できない (5%)
エピクロロヒドリン : 区分1B (1%)

区分1B成分 = 1%

区分1のカットオフ値 : ≥0.1%

→ 発がん性 区分1B : (健康有害性、危険、発がんのおそれ)

28

健康有害性分類 (7) 生殖毒性

モデル混合有機溶剤 XEE
生殖毒性

混合キシレン : 区分1B (94%)
エタンチオール : 分類できない (5%)
エピクロロヒドリン : 区分 2 (1%)

区分1B成分 = 94%

区分1のカットオフ値の範囲 : ≥0.1%

→ 生殖毒性 区分1B : (健康有害性、危険、生殖能または胎児への悪影響のおそれ)

29

健康有害性分類 (8) 特定標的臓器毒性(単回暴露)

モデル混合有機溶剤 XEE 特定標的臓器毒性(単回暴露)

混合キシレン : 区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓),
区分3(麻醉作用) (94%)
エタンチオール : 区分1(中枢神経系)、区分3(気道刺激性) (5%)
エピクロロヒドリン : 区分1(呼吸器、肝臓、腎臓) (1%)

区分1成分 = 94%, 5%, 1%
区分1のカットオフ値 : ≥ 1.0 %

区分3成分(麻醉作用) = 94%、区分3成分(気道刺激性) = 5%

区分3のカットオフ値 : 設定

→ 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(呼吸器系、肝臓、中枢神経系、腎臓) : (健康有害性、危険、臓器(呼吸器系、肝臓、中枢神経系、腎臓)の障害)
→ 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(麻醉作用) : (感嘆符、警告、眠気およびめまいのおそれ)

注意: 区分3(気道刺激性) + 区分1(呼吸器系) → 区分1(呼吸器系)とする。

30

健康有害性分類 (9) 特定標的臓器毒性(反復暴露)

モデル混合有機溶剤 XEE 特定標的臓器毒性(反復暴露)

混合キシレン	:区分1(呼吸器、神経系)	(94%)
エタンチオール	:分類できない	(5%)
エピクロルヒドリン	:区分1(呼吸器、腎臓、心臓、中枢神経系)	(1%)

区分1成分 = 94% , 1%

区分1のカットオフ値 : ≥ 1.0 %

→ 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) 区分1(呼吸器、神経系、腎臓、心臓) : (健康有害性、危険、長期または反復暴露による臓器(呼吸器、神経系、腎臓、心臓)の障害)

注意: 区分1(神経系)+区分1(中枢神経性) → 区分1(神経系)とした。

31

健康有害性分類 (10) 吸引性呼吸器有害性

モデル混合有機溶剤 XEE 吸引性呼吸器有害性

混合キシレン	:区分2	(94%)
エタンチオール	:分類できない	(5%)
エピクロルヒドリン	:分類できない	(1%)

区分2成分 = 94%

区分1のカットオフ値 : ≥ 10 %
かつ 40°C動粘性率:14mm²/s以下と推定される

→ 吸引性呼吸器有害性:区分2 : (健康有害性、警告、飲み込んで気道に吸入すると有害のおそれ)

32

モデル混合有機溶剤 XEE 環境有害性データ

(NITEから公表された分類結果)

	危険/有害性項目	分類結果	分類根拠
混合キシレン (94%)	水生環境有害性(急性)	区分2	魚類(ニジマス)の96時間LC ₅₀ =3.3mg/Lから、区分2とした。
	水生環境有害性(慢性)	区分外	急速分解性があり(TOCによる分解度:100%、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log K _{ow} =3.16)ことから、区分外とした。
エタンチオール (5%)	水生環境有害性(急性)	区分1	甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC ₅₀ =0.077mg/Lから、区分1とした。
	水生環境有害性(慢性)	区分1	急性毒性が区分1、生物蓄積性が低いと推定されるものの(log K _{ow} =1.21)、急速分解性がない(BODによる分解度:0%)ことから、区分1とした。
エピクロルヒドリン (1%)	水生環境有害性(急性)	区分3	魚類(アトヘッドミノー)の96時間LC ₅₀ =10.6mg/Lから、区分3とした。
	水生環境有害性(慢性)	区分外	急速分解性があり(BODによる分解度:67.5%)、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log K _{ow} = 0.49)ことから、区分外とした。

33

環境有害性分類 急性影響

モデル混合有機溶剤 XEE 急性水生毒性

混合キシレン	:区分2 (魚類 96h LC ₅₀ = 3.3mg/L)	(94%)
エタンチオール	:区分1 (オオミジンコ 48h EC ₅₀ = 0.077mg/L)	(5%)
エピクロルヒドリン	:区分3 (魚類 96h LC ₅₀ = 10.6mg/L)	(1%)

加算式による混合物の急性水性毒性推算
 $(100 / LC_{50, mix}) = (94 / 3.3) + (5 / 0.077) + (1 / 10.6) = 96.36$
 $LC_{50, mix} = 1.04 \text{ mg/L}$
→ 1 mg/L < LC_{50, mix} ≤ 10 mg/L
→ 急性区分2

累積加算法による混合物の急性水性毒性推算
單純加算式①: 急性区分1 × M = (5 × 10)% = 50% > 25%
→ 急性区分1

急性水生毒性
→ 急性水生毒性 区分 1: (環境、警告、水生生物に非常に強い毒性)
注: 加算法による急性毒性推算に必要な混合物成分の同一生物学的データがそろわない場合には、それぞれの成分の毒性の高いデータを採用して計算することができる。

環境有害性分類 慢性影響

モデル混合有機溶剤 XEE 慢性水生毒性

混合キシレン	:区分外 良分解性、低濃縮性 (94%)
エタンチオール	:区分1 分解性なし、低濃縮性 (5%)
エピクロルヒドリン	:区分外 良分解性、低濃縮性 (1%)

単純加算方式①: 急性区分1 × M = (5 × 10)% = 50% > 25%
→ 慢性区分 1
→ 慢性水生毒性 区分 1: (環境、警告、長期の影響により水生生物に非常に強い毒性)

35

2. 物理化学的危険性の判定基準とラベル要素

36

物理化学的危険性の分類

第2部 物理化学的危険性のクラス

2.1章【火薬類】
2.2章【可燃性／引火性ガス】
2.3章【可燃性／引火性エアゾール】
2.4章【支燃性／酸化性ガス】
2.5章【高圧ガス】
2.6章【引火性液体】
2.7章【可燃性固体】
2.8章【自己反応性化学品】

2.9章【自然発火性液体】
2.10章【自然発火性固体】
2.11章【自己発熱性化学品】
2.12章【水反応可燃性化学品】
2.13章【酸化性液体】
2.14章【酸化性固体】
2.15章【有機過酸化物】
2.16章【金属性食性物質】

37

物質の3態(ガス、液体、固体)

GHSで対象とする危険有害性クラス(特に物理化学的危険性)の判定基準は物質の状態に依存しているものが多い。

- 1. ガス (i) 50°Cで300kPa以上の蒸気圧を有する物質
(ii) 101.3kPaの標準気圧、20°Cにおいて完全にガス化する物質
- 2. 液体 ガスの定義に当たるまらない物質、または混合物であって、標準気圧101.3kPaにおいて融点または初融点が20°C以下の物質
固有の融点が特定できない、粘性の大きな物質ではASTM D4359-90、またはADR Annex A 2.3.4に定められている試験法で、固体か液体かを判別する。
- 3. 固体 液体またはガスの定義に当たるまらない物質または混合物

38

評価すべき物理化学的危険性の絞り込み

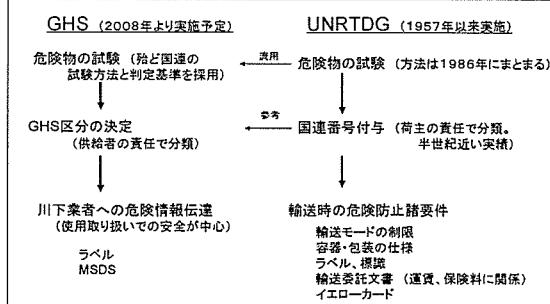
項目	ガス	液体	固体	該当しない化学種類
火薬類	○	○	○	分子内に爆発性に傾向する原子群を含んでいない。
可燃性／引火性ガス	○	×	×	
可燃性／引火性エアゾール	○	○	○	
支燃性／酸化性ガス	○	×	×	
高圧ガス	○	×	×	
引火性液体	×	○	×	
可燃性固体	×	×	○	(物理状態、物理状態またはベースト状の地質が評価対象)
自己反応性化学品	×	○	○	分子内に爆発性・自己反応性に関連する原子群を含んでいない。
自然発火性液体	×	○	×	
自然発火性固体	×	×	○	
自己燃焼性液体	×	○	○	
自己燃焼性固体	×	○	○	
水反応可燃性化学品	×	○	○	金属または半金属を含んでいない。
酸化性液体	×	○	×	酸素、フッ素または過酸化水素を含まない、又はこれらの元素に、元素水素だけが半定量で含有しているものがない。
酸化性固体	×	×	○	酸素、フッ素、過酸化水素を含まない、又はこれらの元素に、元素水素だけが半定量で含有しているものがない。
有機過酸化物	×	○	○	臭強烈、有毒物質だが同一の種を有しない。
金属性食性物質	△	○	△	

○：該当する可能性がある。 ×：該当しない。

△：該当する可能性があるが、試験法が確立されていない。

39

物理化学的危険性と国連危険物輸送勧告



40

GHS分類と国連危険物輸送勧告(UNRTDG)分類との比較

GHS分類	GHS区分	UNRTDG (注: (注)は別文参照)
1)火薬類	不安定な火薬類*	輸送禁止とされている危険物質
	警報1, 2	1, 1
	警報1, 3	1, 2
	警報1, 4	1, 1
	警報1, 5	1, 1
	警報1, 6	1, 1
2)引火性／可燃性ガス	区分1	2. 1, および2. 3(2), 1)
	区分2 *	20°C以上において可燃性や可燃範囲を有するが、上に含まれない可燃性ガスは2. 2 25°C以上において可燃性や可燃範囲を有するが、上に含まれない可燃性ガスは2. 3
3)引火性エアゾール	区分1 *	エアゾールの運送番号はUN1950 (several gで、クラス1ガス)となっている。
	区分2 *	
4)酸化性ガス類	区分1	2. 2(3), 1)又は2. 3(2), 1)
5)高圧ガス	区域1スクリーミング *	国連輸送分類クラス1ガスの支管とGHS 2, 5, 1の支管とは一致している。 しかし、GHSの支管グループにある種類は記載されていない。
	区域2スクリーミング *	
	区域3スクリーミング *	
	区域4スクリーミング *	
6)引火性液体	区分1	2. 1
	区分2	2. 2
	区分3	2. 3
	区分4 *	危険物なので、運送番号が付かない。
7)可燃性固体	区分1	4. 1(2)
	区分2	4. 1(1)

41

GHS分類	GHS区分	UNRTDG (注: (注)は別文参照)
8)自己反応性物質	タイプA *	輸送禁止物質であるので、運送番号が付かない。
	タイプB	UNRTDG4.1, UN3221, 3223, 3231, 3232
	タイプC	UNRTDG4.1, UN3233, 3234, 3235, 3236
	タイプD	UNRTDG4.1, UN3236, 3237, 3238, 3239, 3240
	タイプE *	外燃焼物なので、運送番号が付かない。
9)自然発火性液体	区分1	4. 2(1)(発火)
10)自然発火性固体	区分1	4. 2(1)(発火)
11)自己燃焼性物質	区分1	4. 2(2)
12)水反応可燃性物質	区分1	4. 3. 1, 4. 2(4), 3)
	区分2	4. 3(2)
	区分3	4. 3(3)
13)酸化性液体	区分1	5. 1(1)
	区分2	5. 1(2)
	区分3	5. 1(3)
14)酸化性固体	区分1	5. 1(1)
	区分2	5. 1(2)
	区分3	5. 1(3)
15)有機過酸化物	タイプA *	輸送禁止物質であるので、運送番号が付かない。
	タイプB	UNRTDG6.2, UN3101, 3103, 3111, 3112
	タイプC	UNRTDG6.2, UN3103, 3104, 3112, 3114
	タイプD	UNRTDG6.2, UN3104, 3106, 3116, 3118
	タイプE	UNRTDG6.2, UN3107, 3109, 3117, 3119
	タイプF *	UNRTDG6.2, UN3109, 3110, 3119, 3120
	タイプG *	存在燃焼しないので、運送番号が付かない。
16)金属食性物質	区分1 *	運送禁止物質であるので、運送番号が付かない。

42

2.1 火薬類 (1)

【定義】爆発性物質(または混合物)とは、それ自体の化学反応により、周囲環境に損害を及ぼすような温度および圧力ならびに速度でガスを発生する能力のある固体物質または液体物質(若しくは物質の混合物)をいう。火工品に使用される物質はたとえガスを発生しない場合でも爆発性物質とされる。

【判定基準】

- (a) 等級 1.1 大量爆発の危険性を持つ物質、混合物および物品(大量爆発とは、ほとんど全量がほぼ瞬時に影響が及ぶような爆発をいう。
例:ビクリン酸アンモニウム(乾性) UN-0004)
- (b) 等級 1.2 大量爆発の危険性はないが、飛散の危険性を有する物質、混合物および物品。(現在のところ、国連分類で該当するのは物品のみ)
- (c) 等級 1.3 大量爆発の危険性はないが、火災の危険性を有し、かつ、弱い爆風の危険性または僅かな飛散の危険性のいずれか、若しくはその両方を持っている物質、混合物および物品。
- (i) その燃焼により大量の輻射熱を放出するもの、または
(ii) 弱い爆風または飛散のいずれか若しくは両方の効果を発生しながら次々に燃焼するもの。例:ジニトロソベンゼン UN-0406

43

2.1 火薬類 (2)

【判定基準】(続き)

- (d) 等級 1.4 高い危険性の認められない物質、混合物および物品、すなわち、発火または起爆した場合にも僅かな危険性しか示さない物質、混合物および物品。その影響はほとんどが包装内に限られ、ある程度以上の大きさと飛散距離を持つ破片の飛散は想定されないというものである。外部火災により包装物のほとんどすべての内容物がほぼ瞬時に爆発を起こさないものでなければならない。
例: テトラゾール-1-酢酸 UN-0407
- (e) 等級 1.5 大量爆発の危険性を有するが、非常に純感な物質。すなわち、大量爆発の危険性を持っているが、非常に純感で、通常の条件下では、発火・起爆の確率あるいは燃焼から爆発に転移する確率が極めて小さい物質および混合物。(現在のところ、国連分類で該当するのは物品のみ)
- (f) 等級 1.6 大量爆発の危険性を有しない極めて純感な物品。すなわち、極めて純感な物質または混合物だけを含む物品で、偶発的な起爆または伝播の確率をほとんど無視できるようなものである。
(国連危険物輸送では、物品のみが対象)

44

火薬類

不安定爆発物	等級 1.1	等級 1.2	等級 1.3	等級 1.4	等級 1.5	等級 1.6
						
不安定爆発物	爆発物: 大量爆発危険性	爆発物: 激しい飛散危険性	爆発物: 火災、爆風 または 飛散危険性	火災または 飛散危険性	火災時に大量 爆発のおそれ	注意喚起語 + 危険有害性 情報なし

45

2.2 可燃性／引火性ガス

【定義】可燃性／引火性ガスとは、標準気圧101.3kPaで20°Cにおいて、空気との混合気が爆発範囲(燃焼範囲)を有するガスをいう。

【判定基準】

- 区分1 (a) 濃度が13%(容積分率)以下の空気との混合気が可燃性／引火性であるもの、または
(b) 爆発(燃焼)下限界に関係なく空気との混合気の爆発範囲(燃焼範囲)が12%以上のもの。
例: 水素 UN-1049
- 区分2 区分1以外のガスで、空気との混合気が爆発範囲(燃焼範囲)を有するもの。
例: 臭化メチル UN-1062

46

可燃性／引火性ガス

区分 1	区分 2
	絵表示なし 警告

極めて可燃性／引火性の高いガス
可燃性／引火性の高いガス

47

2.3 可燃性／引火性エアゾール

【定義】エアゾール、すなわちエアゾール噴霧器とは、圧縮ガス、液化ガスまたは溶解ガス(液状、ペースト状または粉末を含む場合もある)を内蔵する金属製、ガラス製またはプラスチック製の再充填不能な容器に、内容物をガス中に浮遊する固体もしくは液体の粒子として、または液体中またはガス中に泡状、ペースト状もしくは粉状として噴霧する噴射装置を取り付けたものという。

- 【判定基準】次のGHS判定基準に従って可燃性／引火性に分類される成分を含むエアゾールの分類は、可燃性／引火性とするべきである。
- 引火性液体(第2.6章参照)
 - 可燃性／引火性ガス(第2.2章参照)
 - 可燃性固体(第2.7章参照)

注記: 可燃性／引火性成分には自然発火性物質、自己発熱性物質または水反応性物質は含まれない。なぜならば、これらの物質はエアゾール内容物として用いられることはないと想定される。

48

可燃性／引火性エアゾール

区分1	区分2
	絵表示なし
危険	警告

極めて可燃性／
引火性の高いエアゾール

可燃性／引火性
の高いエアゾール

49

2.4 支燃性／酸化性ガス

【定義】支燃性／酸化性ガスとは、一般的には酸素を供給することにより、空気以上に他の物質を発火させる、または燃焼を助けるガスをいう。

【判定基準】一般的には酸素を供給することにより、空気以上に他の物質を発火させる、または燃焼を助けるガス。区分は「1」のみ

例： 塩素、亜酸化窒素、酸素、オゾン

注記：酸素含量が23.5vol%以下の人工空気は、規制目的(たとえば輸送など)によっては支燃性／酸化性とは見なされないこともある。

50

支燃性／酸化性ガス

区分1


危険

発火または
火災助長のおそれ;
酸化性物質

51

2.5 高圧ガス

【定義】高圧ガスとは、20°Cで280kPa以上の絶対圧力の下でまたは深冷液体として、容器に充填されているガスをいう。

【判定基準】

圧縮ガス：加圧して容器に充填した時に、-50°Cで完全にガス状であるガス；臨界温度-50°C以下のすべてのガスを含む。

液化ガス：加圧して容器に充填した時に-50°Cを超える温度において部分的に液体であるガス。次の2つに分けられる。

(a) 高圧液化ガス：臨界温度が-50°Cと+65°Cの間にあるガス；及び

(b) 低圧液化ガス：臨界温度が+65°Cを超えるガス

深冷液化ガス：容器に充填したガスが低温のために部分的に液体であるガス。

溶解ガス：加圧して容器に充填したガスが液相溶媒に溶解しているガス。

52

高圧ガス

圧縮ガス	液化ガス	深冷液化ガス	溶解ガス
			

警告

警告

警告

警告

加圧ガス；
熱すると爆発の
おそれ

加圧ガス；
熱すると爆発の
おそれ

深冷液化ガス；
凍傷または傷害
のおそれ

加圧ガス；
熱すると爆発の
おそれ

53

2.6 引火性液体（1）

【定義】引火点が93°C以下の液体をいう。（区分は1, 2, 3, 4）

（引火点 flash point）ある温度の液体面の上は、その液体の蒸気圧に等しい濃度の蒸気を含んでいる。この蒸気の分圧がLELになる温度がその液体の「引火点」である。)

【判定基準】

区分1 引火点が23°C未満で、初留点（沸点）が35°C以下の液体
例：アセトアルデヒド (FP:-27°C, BP:21°C)

区分2 引火点が23°C未満で、初留点（沸点）が35°Cを超える液体
例：ベンゼン (FP:-11°C, BP:80°C)

区分3 引火点が23°C以上、60°C以下の液体

例：イソブチルアルコール (FP:28°C)

区分4 引火点60°C超、93°C以下の液体

例：アクリル酸=2-エチルヘキシル (FP:82°C)

区分外 引火点93°C超の液体

例：1, 6-ヘキサンジオール (FP:137°C)

54

2.6 引火性液体 (2)

(国連分類との比較) 区分1、2の定義は国連クラス3容器等級I、IIと同じ。
区分3は国連クラス3容器等級III(引火点23~60、5°C)とほぼ同じ。
(2005年版のUNRTDGで60.5°Cが60°Cに改定された。GHSと一致することになる。IMDG(2004年)、IATA(2006年)は未改定)
区分4は国連では非危険物

(消防法危険物との比較)		(法別表第1備考第10~17項、危険物令第1条の6)
第一石油類	FP ≤ -20°C	待補引火物: FP ≤ -20°Cかつ沸点 ≤ 40°C、または発火点 ≤ 100°C
第二石油類	FP < 21°C	引火点80°C以下
アルコール類:	メタノール、エタノール、ブロハノール、イソブロハノール	引火点80°C以下
第三石油類:	70°C ≤ FP < 200°C	引火点80°C以下でない
第四石油類:	200°C ≤ FP < 250°C	引火点80°C以上
動植物油:	動植物から抽出した油で、FP < 250°C	引火点80°C以上
指定可燃物・可燃性液体類:	FP ≥ 250°C	引火点80°C以上

55

引火性液体

区分1	区分2	区分3	区分4
危険	危険	警告	警告
極めて引火性の高い液体および蒸気	引火性の高い液体および蒸気	引火性液体および蒸気	可燃性液体

56

2.7 可燃性固体

【定義】易燃性を有する、又は摩擦により発火する、もしくは発火を助ける物質をいう。
(区分は1、2)

(国連危険物区分との比較) 国連クラス4.1容器等級IIが区分1、容器等級IIIが区分2に相当する。

例) 区分1	国連番号	区分2	国連番号
ゴム屑	1345	ポルネオール	1312
デカボラン	1868	バラホルムアルデヒド	2213
フェロセリウム	1323	スピニジチタン	2878
アルミニウム粉末	1309	珪素粉末	1346

(消防法との比較) (法別表第1備考第2~7項、危険物令第1条の4)
GHSで区分に該当する物質は、消防法危険物の第2類「可燃性固体」に相当するが、定義・試験方法は異なる。

57

可燃性固体

区分1	区分2
危険	警告
可燃性固体	可燃性固体

58

2.8 自己反応性化学品 (1)

【定義】自己反応性物質または混合物は、熱的に不安定で、酸素(空気)がなくとも強い差熱分解を起し易い液体または固体の物質あるいは混合物である。GHSのもとで、火薬類、有機過酸化物または酸化性物質として分類されている物質および混合物は、この定義から除外される。

【判定基準】

- (a) 自己反応性物質タイプA: 包装された状態で爆轟または急速に爆燃し得るもの
例: アゾジカルボンアミド 単体物質
- (b) 自己反応性物質タイプB: 爆発性を有するが、包装された状態で、爆轟も急速な爆燃もしないが、その包装物内で熱爆発を起す傾向を有するもの
例: 2-ジアゾゾー-1-ナフトール-4-ースルホニルクロリド
- (c) 自己反応性物質タイプC: 爆発性を有するが、包装された状態で、爆轟も急速な爆燃も熱爆発も起こすことのないもの
例: 2, 2'-アゾジ(イソブチロニトリル) (水分50%以下)

59

2.8 自己反応性化学品 (2)

【判定基準】(様式)

- (d) 自己反応性物質タイプD:
 - (i) 爆轟は部分的であり、急速に爆燃することなく、密封下の加熱で激しい反応を起さないもの
 - (ii) 全く爆轟せず、緩やかに爆燃し、密封下の加熱で激しい反応を起さないもの
 - (iii) 全く爆轟も爆燃もせず、密封下の加熱では中程度の反応を起すもの
- (e) 自己反応性物質タイプE: 実験室の試験で、全く爆轟も爆燃もせず、かつ密封下の加熱で反応が弱いかまたは無いと判断されるもの
- (f) 自己反応性物質タイプF: 実験室の試験で、空気泡の存在下で全く爆轟せず、また全く爆燃することなく、密封下の加熱でも爆発力の試験でも、反応が弱いかまたは無いと判断されるもの
- (g) 自己反応性物質タイプG: 実験室の試験で、空気泡の存在下で全く爆轟せず、また全く爆燃することなく、かつ、密封下の加熱でも爆発力の試験でも反応を起さないもの。ただし、熱的に安定である(SADTが50kgの輸送物では60°Cから75°C)、および液体混合物の場合には沸点が150°C以上の希釈剤で钝感化されていることを前提とする。混合物が熱的に不安定でない、または沸点が150°C未満の希釈剤で钝感化されている場合、その混合物は自己反応性物質タイプFとする

60

自己反応性化学品

タイプ A	タイプ B	タイプ CとD	タイプ EとF	タイプ G
危険 熱すると爆発のおそれ	危険 熱すると火災や爆発のおそれ	危険 熱すると火災のおそれ	警告 熱すると火災のおそれ	この区分にはラベル要素の指定はない

61

2.9 自然発火性液体

【定義】自然発火性液体とは、たとえ少量であっても、空気と接触すると5分以内に発火しやすい液体をいう。

【判定基準】

区分1 液体を不活性担体に濁けて空気に接触させると5分以内に発火する、または液体を空気に接触させると5分以内にろ紙を発火させるか、ろ紙を焦がす。

(例)

UN-1366 ジエチル亜鉛
UN-2445 アルキルリチウム
UN-3254 トリプチルホスファン

62

自然発火性液体



63

2.10 自然発火性固体

【定義】たとえ少量であっても、空気と接触すると5分以内に発火しやすい物質をいう。

【判定基準】

区分1 固体が空気と接触すると5分以内に発火する

(国連分類との比較)UNRTDGでは、クラス4.2容器等級Iに入れられている。

(例) 固体

UN-1854 バリウム合金
UN-2005 マグネシウムジフェニル
UN-2546 チタン粉末(乾性のもの)

(消防法との比較)消防法危険物では第3類「自然発火性物質及び禁水性物質」の一部を構成している。(危険物令第1条の5第1~3項)

64

自然発火性固体



65

2.11 自己発熱性化学品

【定義】空気と接触すると発熱し、大量の単位で保管されている場合には、熱が蓄積して自然発火にいたる物質をいう。区分は、「1」と「2」。

【判定基準】区分1:25mm立方140°Cで正の結果が得られたサンプル

区分2:25mm立方140°Cは負、100mm立方140°Cで正の結果

*3m³を超える容積の包装物とされている。

*100mm立方120°Cで正の結果、450Lを超える包装物

*100mm立方100°Cで正の結果(包装サイズに拘らず)

(国連分類との比較)UNRTDGでは、クラス4.2、区分1は容器等級II、区分2は容器等級IIIに相当する。

(例) 区分1

UN-1369 p-ニトロソジメチルアニリン UN-1362 活性炭
UN-1384 アジテオノ酸ナトリウム UN-1379 油性加工紙

UN-2318 硝化水素ナトリウム UN-3174 二硫化チタン

66

自己発熱性化学品

区分1	区分2
危険 自己発熱; 火災のおそれ	警告 大量の場合 自己発熱; 火災のおそれ

67

2.12 水反応可燃性化学品 (1)

【定義】水との相互作用により、自然発火性となるか、または引火性／可燃性ガスを危険な量発生する固体または液体に物質または混合物(区分は1, 2, 3)

【判定基準】

区分1 大気温度で水と激しく反応して自然発火性のガスを生じる傾向が全般的に認められる物質または混合物、または大気温度で水と激しく反応した際の引火性ガスの発生速度がどの1分間ににおいても物質1kgにつき10L以上の物質または混合物。

例: 水素化ホウ素ナトリウム UN-1426

区分2 大気温度で水と急速に反応して引火性ガスの最大発生速度が1時間あたり物質1kgにつき20L以上であり、かつ、区分1に該当しない物質または混合物。

例: カルシウム UN-1401

区分3 大気温度では水と穏やかに反応し引火性ガスの最大発生速度が1時間あたり物質1kgにつき1L以上であり、かつ、区分1および区分2に該当しない物質または混合物。

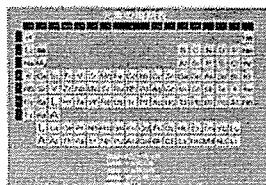
例: フェロシリコン UN-1408

68

2.12 水反応可燃性化学品 (2)

水反応可燃性化学品の分類検討を不要とする場合

- (a) 当該物質または混合物の化学構造に「金属(metals)または半金属(metalloids)」が含まれていない。
- (b) 製造または取扱の経験上、当該物質または混合物は水と反応しないことが認められている。(水を用いて製造された、水で洗浄している、など)
- (c) 当該物質または混合物は水に溶解して安定な混合物となることがわかっている。



岡崎国立研究機構分子研のホームページより

水反応可燃性化学品

区分1	区分2	区分3
危険 水に触れると 自然発火する おそれのある 可燃性／引火性 ガスを発生	危険 水に触れると 可燃性／引火性 ガスを発生	警告 水に触れると 可燃性／引火性 ガスを発生

70

2.13 酸化性液体 (1)

【定義】酸化性液体とは、それ自体は必ずしも可燃性を有しないが、一般的には酸素の発生により、他の物質を燃焼させまたは助長する恐れのある液体をいう。

【判定基準】

区分1 物質(または混合物)をセルロースとの重量比1:1の混合物として試験した場合に自然発火する、または物質とセルロースの重量比1:1の混合物の平均昇圧時間が、50%過塩素酸とセルロースの重量比1:1の混合物より短い物質または混合物。

区分2 物質(または混合物)をセルロースとの重量比1:1の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、塩素酸ナトリウム40%水溶液とセルロースの重量比1:1の混合物の平均昇圧時間以下である、および区分1の判定基準が適合しない物質または混合物。

区分3 物質(または混合物)をセルロースとの重量比1:1の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、硝酸65%水溶液とセルロースの重量比1:1の混合物の平均昇圧時間以下である、および区分1および2の判断判定が適合しない物質または混合物。

71

2.13 酸化性液体 (2)

有機物質または混合物は、以下の場合にはこのクラスについて分類する必要はない。

- (a) 物質または混合物は、酸素、フッ素または塩素を含まない、または
- (b) 物質または混合物は、酸素、フッ素または塩素を含み、これらの元素が炭素または水素にだけ化学結合している。

無機物質または混合物は、酸素原子またはハロゲン原子を含まないならば、このクラスについて分類必要はない。

国連危険物輸送勧告のクラス5. 1において、容器等級I、II、IIIはGHS区分1、2、3に相当する。

- 例 区分1: 55%過塩素酸水溶液
- 区分2: 過塩素酸マグネシウム飽和水溶液
50%過塩素酸水溶液
- 区分3: 45%硝酸ナトリウム水溶液
硝酸第二鉄飽和水溶液
- 区分外: 硝酸銀飽和水溶液

消防法では危険物第6類が対応するが、定義・試験方法は、異なる。
(法別表第1備考第20項、危険物令第1条の8)

72

酸化性液体

区分1	区分2	区分3

火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質

73

2.14 酸化性固体 (1)

【定義】酸化性固体とは、それ自体は必ずしも可燃性を有しないが、一般的には酸素の発生により、他の物質を燃焼させまたは助長する恐れのある固体をいう。

【判定基準】

区分1 サンプルとセルロースの重量比4:1または1:1の混合物として試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比3:2の混合物の平均燃焼時間より短い物質または混合物。

区分2 サンプルとセルロースの重量比4:1または1:1の混合物として試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比2:3の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ区分1の判断基準に適合しない物質または混合物。

区分3 サンプルとセルロースの重量比4:1または1:1の混合物として試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比3:7の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ区分1および2の判断基準に適合しない物質または混合物。

74

2.14 酸化性固体 (2)

有機物質または混合物は、以下の場合にはこのクラスについて分類する必要はない。

- (a) 物質または混合物は、酸素、フッ素または塩素を含まない、または
- (b) 物質または混合物は、酸素、フッ素または塩素を含み、これらの元素が炭素または水素にだけ化学結合している。

無機物質または混合物は、酸素原子またはハロゲン原子を含まないならば、このクラスについて分類必要はない。

国連危険物輸送勧告のクラス5.1において、容器等級I、II、IIIはGHS区分1、2、3に相当する。

- 例：区分1：三酸化クロム
- 区分2：硝酸カルシウム(無水)
亜硝酸カリウム
- 区分3：重クロム酸アンモニウム
硝酸アンモニウム(結晶)
- 区分外：硝酸カルシウム四水和物

消防法では危険物第1類が対応するが、定義、試験方法が異なる。
(法別表第1備考第1項、危険物令第1条の3)

75

酸化性固体

区分1	区分2	区分3

火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質

76

2.15 有機過酸化物 (1)

【定義】有機過酸化物とは、2価の-O-O-構造を有し、1あるいは2個の水素原子が有機ラジカルによって置換されるので、過酸化水素の誘導体と考えられる。有機過酸化物は熱的に不安定な物質または混合物であり、自己発熱分解を起こす恐れがある。さらに、以下のよう特性を2つ以上有する。

- (a) 爆発的な分解をやすい (b) 急速に燃焼する
- (c) 衝撃または摩擦に敏感である (d) 他の物質と危険な反応をする

【判定基準】いかなる有機過酸化物でも、以下を除いて、このクラスへの分類を検討すること。

- (a) 過酸化水素の含有量が1.0%以下の場合において、有機過酸化物に基づく活性酸素量が1.0%以下のもの。
- (b) 過酸化水素の含有量が1.0%を超えて7%以下の場合において、有機過酸化物に基づく活性酸素量が0.5%以下のもの。

注記：有機過酸化物混合物の活性酸素量は以下の式で求められる。

$$16 \times \sum_{i=1}^{n_i} \left[\frac{H_i \times C_i}{M_i} \right] \quad n_i = \text{有機過酸化物の一分子あたりの過酸化ペルオキソ基の数} \\ C_i = \text{有機過酸化物の濃度(質量)} \\ M_i = \text{有機過酸化物の分子量}$$

77

2.15 有機過酸化物 (2)

【判定基準】(続き)

- (a) 有機過酸化物タイプA：包装された状態で爆轟または急速に燃焼得るもの

例：過酢酸=tert-ブチル単体物質

- (b) 有機過酸化物タイプB：爆発性を有するが、包装された状態で、爆轟も急速な燃焼もしないが、その包装物内で熱爆発を起こす傾向を有するもの

例：ジベンゾイルバーオキシド単体物質

77%以下のジ-4-クロロベンゾイルバーオキシド

- (c) 有機過酸化物タイプC：爆発性を有するが、包装された状態で、爆轟も急速な燃焼も熱爆発も起こすことのないもの

例：52%以下の過酢酸=tert-ブチル

バーオキシ安息香酸=tert-ブチル単体物質

78

2.15 有機過酸化物 (3)

【判定基準】(続き)

(d) 有機過酸化物タイプD:

- (i) 爆轟は部分的であり、急速に爆発することなく、密封下の加熱で激しい反応を起こさないもの
 - (ii) 全く爆轟せず、緩やかに爆発し、密封下の加熱で激しい反応を起こさないもの
 - (iii) 全く爆轟も爆燃もせず、密封下の加熱では中程度の反応を起こさるもの
- (e) 有機過酸化物タイプE: 実験室の試験で、全く爆轟も爆燃もせず、かつ密封下の加熱で反応が弱いまたは無いと判断されるもの
- (f) 有機過酸化物タイプF: 実験室の試験で、空気泡の存在下で全く爆轟せず、また全く爆燃もする事なくかつ、密封下の加熱でも爆発力の試験でも反応を起こさないもの。ただし、熱的に安定である(SADT が50kgの輸送物では60°Cから75°C)。および液体混合物の場合には沸点が150°C以上の希釈剤で钝感化されていることを前提とする。混合物が熱的に安定でない、または沸点が150°C未満の希釈剤で钝感化されている場合、その混合物は有機過酸化物タイプFとする

79

有機過酸化物

タイプ A	タイプ B	タイプ CとD	タイプ EとF	タイプ G
				この区分にはラベル要素の指定はない

80

2.16 金属腐食性物質

【定義】 金属に対して腐食性である物質または混合物とは、化学反応によって金属を著しく損傷し、または破壊する物質または混合物を言う。

【判定基準】

区分1 55°Cの試験温度で、銅またはアルミニウムの表面の侵食度が1年間に6.25mmを超える

(国連分類との比較)UNRTDGのクラス8容器等級IIIの金属腐食性的定義と一致するが、UNRTDGでは皮膚腐食性と一緒に分類しているので、区別が付かない。

例: クラス8の物質、混合物のなかで、それらしいものを選んだ。

五塩化アンチモン溶液	UN-1731
クロム酸溶液	UN-1755
ヨウ化水素酸	UN-1787
発煙硝酸	UN-2032

81

金属腐食性



82

- ・原則的には、混合物としての物理化学的性状を測定し、GHS評価基準に照らして分類する。
- ・GHS物理化学的危険性の内、火薬類、引火性・可燃性ガス、引火性エアゾール、酸化性ガス、引火性液体については、混合物の分類手引きがある。
- ・混合物として国連番号が付与されている場合には、この番号に対応するGHS危険性分類が可能である。

2.1 火薬類混合物分類

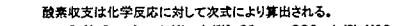
次の物質または混合物は火薬類には分類されない。

(a) 分子内に爆発性に関わる原子団がない。爆発性を示唆すると思われる原子団の例は「危険物の輸送に関する国連勧告、試験および判定基準」の付録6の表A6.1に示す;

または

(b) 物質が酸素を含む爆発性の性質に関連した原子団を含んでおり、および酸素吸支の計算値が-200より低い。

酸素吸支は化学反応に対して次式により算出される。



この場合には次式を用いる。

$$\text{酸素吸支} = -1600 \cdot [2 \cdot x + (y/2) - z]/\text{分子量}$$

(c) 有機物質または有機物質の均一な混合物に爆発性に関連する原子団が含まれるが、発熱分解エネルギーが500J/g未満であり、かつ分解の発熱開始が500°Cより低い場合、(この温度制限は、爆発性ではないが500°Cを超えるとゆっくりと分解して500J/gより大きいエネルギーを放出するような多数の有機物質に手順が適用されないようにするものである)。発熱分解エネルギーは適切な熱量測定法により決定することができます; または

(d) 無機酸化性物質と有機物質との混合物では、その無機酸化性物質の濃度が、重量で15%未満、但し酸化性物質が区分1または2に分類される場合。

重量で30%未満、但し酸化性物質が区分3に分類される場合。

84

2.2 可燃性／引火性ガス

ISO 10156: 1996に従った計算による引火性／可燃性ガス混合物の分類

「ISO 10156:1996」ガスおよびガス混合物-シリンダー放出弁の選択のための着火および酸化能力の決定」

$$\text{公式} \quad \sum_i^n \frac{V_i \%}{T_{ci}}$$

ここで:
 $V_i \%$ 相当する引火性／可燃性ガスの含量
 T_{ci} 混合物が空気中ではまだ引火性／可燃性とならない窒素中の引火性／可燃性ガス最大濃度
 i 混合物中のn番目のガス
 n 混合物中のガスの種類数
 K_i 不活性ガス対窒素に関する等価係数

ガス混合物に窒素以外の不活性希釈ガスが含まれる場合、この希釈ガスの体積はその不活性ガスの等価係数(K_i)を用いて補正し窒素の等価体積とする。

$$\text{判定基準} \quad \sum_i^n \frac{V_i \%}{T_{ci}} \geq 1$$

85

2.3 可燃性／引火性エアゾール混合物分類

化学燃焼熱(ΔH_c)（単位はグラムあたりのキロジュール kJ/g ）は、理論燃焼(ΔH_{comb})と燃焼効率（一般的に1.0未満であり、代表的な効率は0.95または95%である）の積である。

混合物を調合したエアゾールに対しては、化学燃焼熱は、次式に示す各成分の重み付け燃焼熱の合計である。

$$\Delta H_c (\text{product}) = \sum_{i=1}^n [w_i \% \times \Delta H_c(i)]$$

ここで
 ΔH_c = 化学燃焼熱(kJ/g)
 $w_i \%$ = 当該製品を構成する成分*i*の重量百分率
 $\Delta H_c(i)$ = 当該製品を構成する成分*i*の燃焼熱(kJ/g)

化学燃焼熱は、文献報告値、計算値または試験(ASTM D 240, ISO/FDIS 13943:1999(E/F) 86.1-86.3およびNFPA 30B)による測定値でもよい。

86

2.4 支燃性／酸化性ガス混合物分類

ISO 10156: 1996に従った計算による支燃性／酸化性ガス混合物の分類

「ISO 10156:1996」ガスおよびガス混合物-シリンダー放出弁の選択のための着火および酸化能力の決定」

$$\text{公式} \quad \sum_{i=1}^n V_i \% \times C_i$$

ここで:
 $V_i \%$ ガスの体積比
 C_i 酸素等量係数
 i 混合物中のn番目のガス
 n 混合物中のガスの種類数

$$\text{判定基準} \quad \sum_{i=1}^n V_i \% \times C_i \geq 21$$

87

2.5 引火性液体混合物分類

混合物を構成している既知の引火性液体の濃度がわかっている場合、その混合物がたとえば高分子や添加剤などの非揮発性成分を含んでいたとしても、もし下記に示す方法で当該混合物の引火点計算値が、関連する分類基準より5°C以上高い場合には、次の各項目を満たすことを条件にその引火点を実験で測定する必要はない。

- (a) 混合物を構成する成分が正確にわかっている(その材料の組成範囲が特定されているならば、引火点計算値が最も低くなる組成を選択して評価すべきである);
- (b) 各成分の引火点(密閉式試験による試験)がわかっている(こうしたデータを試験条件以外の別の温度に換算する場合は、該当する補正を行わなければならない);
- (c) 混合物中に存在する状態での各成分の活量係数が温度依存性を含めてわかっている;
- (d) 波相が均一である。

これに適する方法はGmehlung and Rasmussen (Ind. Eng. Chem. Fundament, 21, 186, 1982)に報告されている。たとえば高分子または添加剤等の非揮発性成分を含む混合物では、引火点は揮発性成分から算出する。非揮発性成分は、その溶媒の分圧を僅か低下させただけであり、引火点計算値は測定値より僅かに低いだけであると考えられている。

88

3. 健康有害性の判定基準とラベル要素

89

第3部 健康に対する有害性

- 3.1 章【急性毒性】
- 3.2 章【皮膚或食性／刺激性】
- 3.3 章【眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性】
- 3.4 章【呼吸器悪性または皮膚悪性】
- 3.5 章【生殖細胞変異原性】
- 3.6 章【発がん性】
- 3.7 章【生殖毒性】
- 3.8 章【特定標的臓器毒性(単回暴露；気道刺激性、麻酔作用を含む)】
- 3.9 章【特定標的臓器毒性(反復暴露)】
- 3.10 章【吸引性呼吸器有害性】

90

GHS分類方法のタイプ

健康有害性クラス	有害性分類方法
急性毒性	数値データに基づく分類
皮膚腐食性／刺激性	数値データに基づく分類
眼に対する重複な損傷性／感覚過敏性	数値データに基づく分類
呼吸器感作性または皮膚感作性	証拠の重みによる分類
生殖細胞変異原性	証拠の重みによる分類
発がん性	証拠の重みによる分類
生殖毒性	証拠の重みによる分類
特定標的臟器毒性 (単回暴露／反復暴露)	専門家判断を伴う数値データに基づく分類
吸引性呼吸器有害性	数値データと証拠の重みに基づく分類

91

3.1 急性毒性分類

危険有害性の判定基準 急性毒性推定値 ATE(LD₅₀/LC₅₀値)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
経口 (mg/kg)	5	50	300	2,000	5,000
経皮 (mg/kg)	50	200	1000	2,000	
気体 (ppm/4h)	100	500	2,500	5,000	
蒸気 (mg/l/4h)	0.5	2.0	10	20	
粉じん及びミスト (mg/l/4h)	0.05	0.5	1.0	5	

92

詳細な判定基準は
GHS勧告・
急性毒性の
別の注記参照

急性毒性推定値 (ATE)

実験的に得られた急性毒性範囲推定値(または急性毒性区分)から各曝露経路に関する分類のための急性毒性点推定値への変換

	分類または実験で得られた急性毒性範囲推定値	変換値
経口 (mg/kg body weight)	0 < 区分 1 ≤ 5 5 < 区分 2 ≤ 50 50 < 区分 3 ≤ 300 300 < 区分 4 ≤ 2000 2000 < 区分 5 ≤ 5000	0.5 5 100 500 2500
経皮 (mg/kg body weight)	0 < 区分 1 ≤ 50 50 < 区分 2 ≤ 200 200 < 区分 3 ≤ 1000 1000 < 区分 4 ≤ 2000 2000 < 区分 5 ≤ 5000	5 50 300 1100 2500

93

急性毒性推定値 (ATE) (青字部分: 経口毒性、経皮毒性値から推定した数値)
実験的に得られた急性毒性範囲推定値(または急性毒性区分)から各曝露経路に関する分類のための急性毒性点推定値への変換

	分類または実験で得られた急性毒性範囲推定値	変換値
吸入(気体) (ppmV)	0 < 区分 1 ≤ 100 100 < 区分 2 ≤ 500 500 < 区分 3 ≤ 2500 2500 < 区分 4 ≤ 5000 5000 < 区分 5 ≤ 12500	10 100 700 3000 6250
吸入(蒸気) (mg/L)	0 < 区分 1 ≤ 0.5 0.5 < 区分 2 ≤ 2.0 2.0 < 区分 3 ≤ 10.0 10.0 < 区分 4 ≤ 20.0 20.0 < 区分 5 ≤ 50.0	0.05 0.5 3 11 25
吸入(粉塵・ミスト) (mg/L)	0 < 区分 1 ≤ 0.05 0.05 < 区分 2 ≤ 0.5 0.5 < 区分 3 ≤ 1.0 1.0 < 区分 4 ≤ 5.0 5.0 < 区分 5 ≤ 12.5	0.005 0.05 0.5 1.5 6.25

94

注記:

- (a) 物質又は混合物成分の分類のための急性毒性推定値(ATE)は、次を用いて得られる:
 - 利用可能なLD₅₀/LC₅₀
 - 範囲試験の結果に関連した表3.1.2からの適切な変換値、または
 - 成分の分類区分に関連した表3.1.2からの適切な変換値
- (b) 表中の吸入試験のカットオフ値は4時間試験暴露に基づく。1時間暴露で求めた、既存の吸入毒性データを換算するには、気体および蒸気の場合2で割り、粉塵およびミストの場合4で割る。

A時間のLC₅₀値BをC時間のLC₅₀推定値Dに変換する方法

$$\cdot \text{気体・蒸気の場合: } D = B \sqrt{A} / \sqrt{C}$$

$$\cdot \text{粉塵・ミストの場合: } D = BA/C$$

※ GHS分類では、Cには4(時間)が入る

95

急性毒性 経口(経皮、吸入)

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
				警表示なし
危険 飲み込むと 生命に危険 (皮膚に接触する と生命に危険) (吸入すると生命 に危険)	危険 飲み込むと 生命に危険 (皮膚に接触する と生命に危険) (吸入すると生命 に危険)	危険 飲み込むと 有毒 (皮膚に接触する と有毒) (吸入すると有毒)	警告 飲み込むと 有毒 (皮膚に接触する と有毒) (吸入すると有毒)	警告 飲み込むと 有毒のそれ (皮膚に接触する と有毒のそれ) (吸入すると有毒 のそれ)

96

3.2 皮膚腐食性／刺激性

皮膚腐食性／刺激性の判定基準

区分1 腐食性		区分2 刺激性	区分3 軽度の刺激性
皮膚組織の非可逆的損傷:少なくとも1匹の試験動物において可視的な壞死			
細区分1A 暴露時間 ≤3分間 観察期間 ≤1時間	細区分1B 暴露時間 >3分間～ ≤1時間 観察期間 ≤14日間	細区分1C 暴露時間 >1時間～ ≤4時間 観察期間 ≤14日間	可逆的な皮膚組織への有害影響 3匹中2匹の試験動物におけるDraize score 平均値: 紅斑/痂皮/浮腫 ≥2.3 <4.0 または 観察期間終了時まで炎症が残る
			3匹中2匹の試験動物におけるDraize score 平均値: 紅斑/痂皮/浮腫 ≥1.5 — <2.3

皮膚腐食性／刺激性

区分1A	区分1B	区分1C	区分2	区分3
				シンボルなし 警告 軽度の皮膚刺激

98

3.3 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性の判定基準

区分1 (眼に対する重大な損傷性)	区分2 (眼刺激性)
- 少なくとも1匹の動物で角膜、虹彩または結膜に対する、21日の観察期間中に完全には回復しない不可逆的である作用が認められる、 または	- 角膜、虹彩または結膜に対する可逆的である作用が認められる、 - 試験動物3匹中少なくとも2匹で、平均スコア計算値が角膜混濁≥1 または虹彩炎≥1 または結膜発赤≥2 または結膜浮腫≥2
- 試験動物3匹中少なくとも2匹で、平均スコア計算値が角膜混濁≥3 または虹彩炎>1.5 で陽性反応が得られる。	
21日の観察期間内で完全に回復する。	細区分2A (眼に対する刺激性) 細区分2B (眼に対する軽度の刺激性) 7日間の観察期間内で完全に回復する。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分1	区分2A	区分2B
		絵表示なし 警告 眼刺激

100

3.4 呼吸器感作性または皮膚感作性

呼吸器感作性または皮膚感作性の判定基準

呼吸器感作性物質 (区分1)	人に對し当該物質が特異的な呼吸器過敏症を誘発しうる証拠がある場合、または 適切な動物試験より陽性結果が得られている場合。
接触感作性物質 (区分1)	物質が相当な数の人に皮膚接觸により過敏症を誘発しうる証拠がある場合、または 適切な動物試験より陽性結果が得られている場合。

呼吸器感作性　皮膚感作性

区分1	区分1

102

3.5 生殖細胞変異原性		
生殖細胞変異原性の判定基準		
区分1 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られているかまたは遺伝的突然変異を誘発する見なされている化学物質	区分1B ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する見なされるべき化学物質	区分2 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある化学物質

細区分1A
ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られている化学物質

判定基準:
 - 哺乳類におけるin vivo生殖細胞遺伝性変異原性試験による陽性の結果、または
 - 哺乳類におけるin vitro体細胞変異原性試験による陽性の結果に加えて、当該物質が生殖細胞に突然変異を誘発する可能性についての何らかの証拠。または
 - ヒト生殖細胞に変異原性を示す陽性である結果

細区分1B
ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する見なされるべき化学物質

判定基準:
 - 哺乳類におけるin vivo生殖細胞遺伝性変異原性試験による陽性の結果、または
 - 哺乳類におけるin vitro体細胞変異原性試験による陽性の結果が得られるこにより裏付けられているその他のin vivo体細胞遺伝性試験

GHS分類の基礎となる試験データ 「GHSによる健康有害性分類にかかる作業指針- 生殖細胞変異原性編」	
(1) 生殖細胞を用いるin vivo既代変異原性試験の例 マウスを用いる亞鉛豆試験 マウスを用いる特定部位試験	げっ卵類を用いる突然変異試験
(2) 生殖細胞を用いるin vivo変異原性試験の例 ほ乳類生殖細胞を用いる染色体異常試験 ほ乳類生殖細胞を用いる染色体異常試験 トマトセリウムマウスを用いる生殖細胞の遺伝子突然変異試験*	ヒトの精子における異常性の分析
(3) 生殖細胞を用いるin vivo変異原性試験の例 ほ乳類生殖細胞を用いる染色体異常試験 マウスエイゲン試験 乳扇形血球を用いる小鼠試験 ヒトの末梢リソームにおける染色体小核分析(ヒトミニターリング解析)* ほ乳類の末梢リソームを用いる染色体異常試験*	トマトセリウムマウスを用いる生殖細胞の遺伝子突然変異試験*
(4) 体細胞を用いるin vivo変異原性試験の例 ほ乳類肝細胞を用いる染色体異常試験 ほ乳類肝細胞を用いるDNA損傷試験(コメット試験、アルカリ溶出試験など)* ほ乳類生殖細胞DNAlの(共式)結合試験や付加体形成試験*	ほ乳類生殖細胞におけるDNA損傷試験(コメット試験、アルカリ溶出試験など)*
(5) 体細胞を用いるin vivo変異原性試験の例 ほ乳類肝細胞を用いる染色体異常試験 ほ乳類生殖細胞DNAlの(共式)結合試験や付加体形成試験*	ほ乳類生殖細胞におけるDNA損傷試験(コメット試験、アルカリ溶出試験など)*
(6) In vitro変異原性試験の例 マウス骨髄細胞を用いる小鼠試験 細菌を用いる復帰突然変異試験	細菌を用いる復帰突然変異試験

104

生殖細胞変異原性		
区分 1A	区分 1B	区分 2
危険 遺伝性疾患のおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)	危険 遺伝性疾患のおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)	警告 遺伝性疾患のおそれ おそれの疑い (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)

105

3.6 発がん性	
発がん性の判定基準	
区分1 人に対する発がん性が知られているあるいはおそらく発がん性がある	区分2 人に対する発がん性が疑われる
細区分1A 人に対しておそらく発がん性がある: 主として動物での証拠による	細区分1B 人に対しておそらく発がん性がある: 主として動物での証拠による

発がん性 GHS分類と他の機関における分類の対応表									
GHS	IARC	JSOH	ACGIH	EPA 1986	EPA 1996	EPA 1999	NTP	EU	
1A	1	1	A1	A	K/L	CaH	K	1	
1B	2A	2A	A2	B1		L	R	2	
2	2B	2B	A3	B2		S		3	
区分外	3		A4	C, D	CBD	I			
	4		A5	E	NL	NL			

IARC : WHO International Agency for Research on Cancer
JSOH : 日本産業衛生学会
ACGIH : American Conferences on Industrial Hygienist
EPA : U.S. Environmental Protection Agency
NTP : U.S. National Toxicology Program
EU : Classification result of 7th EU Amended Directive Annex I

「GHSによる健康有害性分類にかかる作業指針 - 発がん性編 -」(省庁間連絡会議専門会議)

107

発がん性		
区分 1A	区分 1B	区分 2
発がんのおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)	発がんのおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)	発がんの おそれ おそれの疑い (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)

108

3.7 生殖毒性

生殖毒性の判定基準

区分1	区分2	授乳影響の有害性区分
人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質 - 人の生殖機能および受精能力あるいは発生に悪影響を及ぼすことが知られている物質	人に対する生殖毒性が疑われる物質 - 人または実験動物から、他の毒性作用のない状況で生殖機能および受精能力あるいは発生に対する悪影響についてある程度の証拠が得られており物質	授乳に対する、または授乳を介した影響
細区分1A 人に対して生殖毒性 があることが知られ ている物質	細区分1B 人に対して生殖毒性 があると考えられる 物質	

生殖毒性

区分1A	区分1B	区分2	追加区分 授乳期または授乳 を通じた影響
 危険	 危険	 警告	絵表示なし 注意喚起語なし 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

110

3.8 特定標的臓器毒性(単回暴露)

特定標的臓器毒性(単回暴露)の判定基準

区分1 : 人に重大な毒性を示した物質、または実験動物での試験の証拠に基づいて単回暴露によって人に重大な毒性を示す可能性があると考えられる物質
区分2 : 実験動物を用いた試験の証拠に基づき単回暴露によって人の健康に有害である可能性があると考えられる物質
区分3 : 一時的な特定臓器への影響(麻酔作用および気道刺激性)

特定標的臓器毒性(単回暴露)の分類を支持すると考えられる影響

- 単回暴露に起因する罹病;
- 中枢神経系抑制の徵候および特殊感覚器(例:視覚、聴覚および嗅覚)に及ぼす影響を含む本質的に一時的なものにとどまらない呼吸器系、中枢または末梢神経系、他の器官、あるいはその他の器官系における重大な機能変化;
- 臨床生化学的検査、血液学的検査または尿検査の項目における一貫した重大な悪性の変化;
- 剖検時に観察され、またはその後の病理組織学的検査時に認められた、または確認された重大な臓器損傷;
- 再生能力を有する生体臓器における多発性またはびまん性壞死、線維症または肉芽腫形成;
- 潜在的に可逆的であるが、臓器の著しい機能障害の明確な証拠を提供する形態学的変化;
- 再生が不可能な生体臓器における目立った細胞死(細胞の退化および細胞数の減少を含む)の証拠

112

表3.8.1 特定標的臓器毒性(単回暴露)に関するガイダンス値の範囲

暴露経路	単位	ガイダンス値の範囲:		
		区分1	区分2	区分3
経口(ラット)	mg/kg体重	C≤300	2000≥C>300	
経皮(ラットまたはウサギ)	mg/kg体重	C≤1000	2000≥C>1000	
吸入(ラット) 気体	ppm	C≤2500	5000≥C>2500	ガイダンス 値は、適用 しない
吸入(ラット) 蒸気	mg/l	C≤10	20≥C>10	
吸入(ラット) 粉塵/ミスト/ヒューム	mg/l/4時間	C≤1.0	5.0≥C>1.0	

113

特定標的臓器毒性(単回暴露)からの除外

- 反復暴露は、「3.9 特定標的臓器毒性(反復暴露)」で分類するので除外される。
- 以下に記載されている他の特定の毒性は、GHSにおいて別に扱われる所以、「特定標的臓器毒性(単回暴露)」には含まれない。
 - 急性致死/毒性(第3.1章)
 - 皮膚腐食性/刺激性(第3.2章)
 - 目に対する重篤な損傷性/目刺激性(第3.3章)
 - 皮膚および呼吸器感作性(第3.4章)
 - 生殖細胞変異原性(第3.5章)
 - 発がん性(第3.6章) および
 - 生殖毒性(第3.7章)

114